

平成29年 5 月12日

一般社団法人日本電機工業会 殿

総務省総合通信基盤局
電波部電波環境課

高周波利用設備の制度に係る周知について（依頼）

平素より電波環境行政について御理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、当省は電波政策2020懇談会の提言等を踏まえ、高周波利用設備の型式に係る表示を電磁的に表示することができるよう制度を改正しました。

また、昨年以降、高周波利用設備の制度の認識不足等により適切な制度運用が行われていない事案が複数発生しております。

つきましては、高周波利用設備制度の適切な運用と、良好な電波環境の確保のため、下記のとおり、貴会の会員に御周知をお願い致します。

記

- 1 高周波利用設備の型式に係る表示について、設備の見やすい箇所に表示を付す従来の方法に加え、電磁的方法により記録し映像面に表示する方法（ただし表示方法文書の添付等が必要）を追加しました。また、型式指定等に係る公示がインターネットで行えるようにしました。（平成29年4月17日施行）

※ 別紙1「電波法施行規則の改正について」

- 2 高周波利用設備に係る制度の適切な運用

昨年以降、複数の法人において、多数の高周波利用設備を総務大臣の許可を受けずに設置及び運用していた事案が発生したことから、改めて制度の適切な運用にご協力をお願い致します。

- ・ 平成28年10月21日付け東北総合通信局報道発表
- ・ 平成28年12月16日付け総務省報道発表

※ 別紙2「高周波利用設備制度の概要（製造業者等向け）」

別紙3「高周波利用設備制度の概要（設備の設置運用者向け）」

以上